

社会福祉法人葉寿会役員評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は定款第9条及び第23条に基づき社会福祉法人葉寿会の役員並びに評議員の報酬について必要な事項を定める。

(支給の制限)

第2条 次の各号に該当するときは報酬を支給する。

- (1) 役員については理事会、評議員会に出席したとき。
- (2) 評議員については評議員会に出席したとき。
- (3) 役員又は評議員、第三者委員が運営会議、監事監査、各種行事等に出席したとき。
- (4) 非常勤の役員・評議員が前3号に該当したときは日当として12,480円を現金で支給する。職員を兼ねる役員については、職員としての給与を支給する。

(退職金)

第3条 理事長、理事、監事が退任したときは次の表により退職金を現金で支給する。

勤続年数 役職名	2年未満	2年以上4年未満	4年以上
理事長	30,000円	60,000円	120,000円
理事・監事	10,000円	20,000円	40,000円

附則 この規程は平成14年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年10月 1日から施行する。
この規程は平成29年 8月 1日から施行する。
この規程は2020年 4月 1日から施行する。